

## 情報提供に関する措置

- ( 1 ) 情報提供が必要な場合 ( 法第 2 6 条、規則第 3 2 条 )  
 一部の場合を除き ( )、譲渡・提供・委託の都度行う。

- ( ) 以下の場合には、情報提供の適用除外。( 規則第 3 2 条 )
- ・ 第一種使用規程が定められているもののうち適正使用情報 ( 注 ) が定められていないもの場合
  - ・ 委託して運搬させる場合 ( 宅配便業者に対して情報提供不要 )
  - ・ 虚偽の情報の提供を受けていたために、第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置を執らずに第二種使用等されている場合
  - ・ 特定遺伝子組換え生物等の場合
  - ・ 同一の情報を提供すべき遺伝子組換え生物等の譲受者等に対し、2 回以上にわたって譲渡等をする場合であって、譲受者等が承知しているとき ( 最初の譲渡等のときのみ必要 )

( 注 ) 適正使用情報 ( 法第 2 5 条、規則第 3 1 条 )

承認を受けた第一種使用規程に係る遺伝子組換え生物等について、第一種使用等が適正に行われるようにするために提供すべき情報。関係大臣が告示。

- ( 2 ) 提供する情報の内容 ( 規則第 3 3 条 )

譲渡等をする者による使用等の区分	情報の内容
第一種使用等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺伝子組換え生物等の種類の名称 ( 名称がない or 不明であるときはその旨 )</li> <li>・ 第一種使用規程が承認を受けている旨</li> <li>・ 適正使用情報 ( 定められている場合に限る。 )</li> <li>・ 氏名及び住所 ( 法人にあつては、その名称並びに担当責任者の氏名及び連絡先 )</li> </ul> 等
第二種使用等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺伝子組換え生物等の第二種使用等をしている旨</li> <li>・ 宿主等の名称及び組換え核酸の名称 ( 名称がない or 不明であるときはその旨 )</li> <li>・ 氏名及び住所 ( 法人にあつては、その名称並びに担当責任者の氏名及び連絡先 )</li> </ul> 等

( 3 ) 情報提供の方法 ( 規則第 3 4 条 )

以下のいずれかの方法による。

- ) 文書の交付
- ) 遺伝子組換え生物等の容器等への表示
- ) F A X
- ) 電子メール

( 4 ) 情報提供に係る使用者等の配慮事項

「基本的事項」の第 2 の 3 に、使用者等がその行為を適正に行うための配慮事項として、情報提供に関し、以下の事項が規定されている。

- ) ( 2 ) の情報以外に譲受者等にとって望ましいと判断される情報の提供
- ) 譲受等に際して提供した又は提供を受けた情報等の記録及び保管

( 参考 ) 基本的事項の関係規定

第二 遺伝子組換え生物等の使用等をする者がその行為を適正に行うために配慮しなければならない基本的な事項

3 情報の提供に関する事項

譲渡者等は、譲受者等に対し、主務省令で定められる情報を提供する際、遺伝子組換え生物等の性状等に応じて、譲受者等が当該遺伝子組換え生物等を適切に取り扱うために提供することが望ましいと判断される情報を有する場合には、当該情報についても提供するよう努めること。

4 記録の保管に関する事項

第一種使用規程の承認取得者及び第二種使用等をする者は、使用等の態様、2 の委員会等における検討結果、譲渡等に際して提供した又は提供を受けた情報等を記録し、保管するよう努めること。

(参考) 関係規定

法律・政令	省令・告示
<p>第四節 情報の提供 (適正使用情報)</p> <p>第二十五条 主務大臣は、第四条第一項又は第九条第一項の承認を受けた第一種使用規程に係る遺伝子組換え生物等について、その第一種使用等がこの法律に従って適正に行われるようにするため、必要に応じ、当該遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、若しくは委託してその第一種使用等をさせようとする者がその譲渡若しくは提供を受ける者若しくは委託を受けてその第一種使用等をする者に提供すべき情報(以下「適正使用情報」という。)を定め、又はこれを変更するものとする。</p> <p>2 主務大臣は、前項の規定により適正使用情報を定め、又はこれを変更したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による公表は、告示により行うものとする。</p>	<p>(適正使用情報の公表の方法)</p> <p>第三十一条 法第二十五条第二項の規定による公表は、遺伝子組換え生物等の種類の名称を明示して、官報に掲載して行うものとする。</p>
<p>(情報の提供)</p> <p>第二十六条 遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、又は委託して使用等をさせようとする者は、主務省令で定めるところにより、その譲渡若しくは提供を受ける者又は委託を受けてその使用等をする者に対し、適正使用情報その他の主務省令で定める事項に関する情報を文書の交付その他の主務省令で定める方法により提供しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(情報の提供)</p> <p>第三十二条 法第二十六条第一項の規定による情報の提供は、次に掲げる場合以外の場合において、遺伝子組換え生物等の譲渡若しくは提供又は委託(以下「譲渡等」という。)の都度行うものとする。</p> <p>一 第一種使用規程が定められている遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、又は委託して使用等をさせようとする場合であって、適正使用情報が定められていないとき</p> <p>二 遺伝子組換え生物等を委託して運搬をさせようとする場合</p>
<p>三 遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、又は委託して使用等をさせようとする者(以下「譲渡者等」という。)の当該遺伝子組換え生物等の使用等が第五条第三号から第五号まで又は第十六条第三号に掲げる場合に該当する場合</p> <p>四 譲渡者等の遺伝子組換え生物等の第二種使用等が、虚偽の情報の提供を受けていたために、第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置を執らずにされている場合</p> <p>五 特定遺伝子組換え生物等の譲渡等をする場合</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同一の情報を提供すべき遺伝子組換え生物等の譲渡若しくは提供を受ける者又は委託を受けて当該遺伝子組換え生物等の使用等をする者(以下「譲受者等」という。)に対し、二回以上にわたって当該遺伝子組換え生物等の譲渡等をする場合において、当該遺伝子組換え生物等の譲受者等が承知しているときは、その最初の譲渡等に際してのみ情報の提供を行うものとする。</p> <p>(情報の内容)</p> <p>第三十三条 法第二十六条第一項の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に</p>	

応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 第一種使用等をしている遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、又は委託して使用等をさせようとする場合 次のイからニまでに掲げる事項
  - イ 遺伝子組換え生物等の種類の名称（名称がないとき又は不明であるときは、その旨）
  - ロ 当該遺伝子組換え生物等の第一種使用等に係る第一種使用規程が主務大臣の承認を受けている旨又は第五条第一号、第二号若しくは第六号に基づく使用等をしている旨
  - ハ 適正使用情報（適正使用情報が定められている場合に限る。）
  - ニ 譲渡者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称並びに担当責任者の氏名及び連絡先）
- 二 第二種使用等をしている遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、又は委託して使用等をさせようとする場合 次のイからニまでに掲げる事項
  - イ 遺伝子組換え生物等の第二種使用等をしている旨
  - ロ 遺伝子組換え生物等の宿主又は親生物の名称及び法第二条第二項第一号に規定する技術の利用により得られた核酸又はその複製物の名称（名称がないとき又は不明であるときは、その旨）
  - ハ 譲渡者が第十六条第一号、第二号又は第四号に基づく使用等をしている場合にはその旨
  - ニ 譲渡者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称並びに担当責任者の氏名及び連絡先）

（情報の提供の方法）

第三十四条 法第二十六条第一項の主務省令で定める方法は、次の各号のいずれかとする。

- 一 文書の交付
- 二 遺伝子組換え生物等又はその包装若しくは容器への表示
- 三 ファクシミリ装置を利用する送信
- 四 譲渡者等の使用に係る電子計算機と譲受者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を利用する送信であって、当該電気通信回線を通じて前条各号に定める事項が送信され、譲受者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項が記録されるもの